

令和6年度 学校生活について

(1) 登校・下校に関すること

- ・ **7時30分から7時50分をめぐりに登校する。**
- ・ 登校後、忘れ物があっても取りに帰らない。
- ・ 欠席や遅刻は、保護者が連絡する。
- ・ 決められた通学路を通して登下校を行う。
- ・ 授業が終了したら、すぐに下校する。

完全下校時刻・・・1年 14：40

2年 水曜日以外14：40 水15：35

3年 月木14：40 火水金15：35

4～6年15：35

※原則として学校には残らない。また、下校については学年ごとに同じ方向へ帰る児童同士で行う。

※家庭の事情等があつて残る場合は、必ず担任に報告する。

※体調不良等で早退する場合、保護者と下校する。児童だけでは下校しない。

(2) 校内での生活に関すること

- ・ 学習に必要なもの（金銭含む）は、持ってこない。
- ・ 廊下では、はさみ歩き（走らない、騒がない、右側通行）をする。
- ・ 給食後は歯磨きをする。
- ・ 凶工等で刃物類を使用する場合は、担任に預け、児童だけでは使わない。
- ・ 学校の外にボールが出た場合は、教師と一緒に取りに行く。

(3) その他

- ・ 帰宅時刻（4月～8月・・・18時、9月～3月・・・17時）を守る。

- ・ **学校の敷地内では、水分補給以外の菓子類・ジュース等の飲食はしない。**

（休日や社会体育も同様）。

- ・ マッチやライター、刃物などの危険物は、大人と一緒に使用する。
- ・ ゲームセンターやカラオケ、ボウリング場への入場は、保護者同伴とする。
- ・ エアガンやレーザーポインターは使用を禁止する。（長崎県少年保護育成条例）
- ・ 見知らぬ人に誘われても付いて行かない。
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォンは、家庭でルールを決めてから使う。
- ・ **自転車に乗るときは、ヘルメットを着用し、乗車範囲を守る。**

※乗車範囲 **1・2年 公道では乗らない**

3～6年 校区内のみ

（浜野地区、岳地区、濱ノ畔地区への相互の乗り入れはしない）

- ・ **海に行くとき（釣り、貝ほりなど）は、必ず大人と一緒に行く。**
- ・ **キックボード・エスボードなどの遊具は、絶対に道路で使用しない。**
- ・ 寒い時は、ポケットや袖口に手を入れたりせず、手袋を着用する。
- ・ 体調不良の時のみ携帯カイロを使用してよいが、保護者が担任に連絡帳等で知らせる。また、学校のごみ箱に捨てず家庭に持ち帰る。